

# 令和4年度 富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金

富士見市では、温室効果ガス排出量の削減を図るため、「再生可能エネルギー機器等」を設置し、創エネ・省エネ活動に取り組む皆さんに補助金を交付しています。皆さんもご自宅に設置しませんか？



## 【再生可能エネルギー機器等】

- ①環境にやさしい！
- ②節電ができる！
- ③停電や災害に強い！
- ④余った電力を買い取ってもらえる！（太陽光発電）

## 1 補助メニュー

太陽光発電システム	太陽の光を利用して電気を創るシステム
ホームエネルギー・マネジメントシステム (HEMS)	エネルギーを見える化し、家電や電気設備を最適に制御するための管理システム
定置用リチウムイオン蓄電池	夜間電力や発電した電力を貯めて日中や非常時に利用する機器

## 2 補助金の対象となる方

- (1) 市内の住宅（新築住宅・既存住宅）に再生可能エネルギー機器等を設置された方、又は再生可能エネルギー機器等を設置した市内の新築住宅を購入された方

※個人の住宅が対象です。法人名での申請はできません。

- (2) (1)の住宅に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている方
- (3) 市税を滞納していない方
- (4) 過去に同一の交付対象機器を設置し、富士見市住宅用太陽光発電システム設置奨励金及び富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金の交付を受けたことがない方（同一世帯の方も含む）

※定置用リチウムイオン蓄電池について

→上記(1)～(3)の要件を満たせば、過去に太陽光発電システムの補助金の交付を受けた方でも、補助金の交付申請が可能です（一世帯一回限り）。

### 3 補助金額等

交付対象機器	交付額	交付条件
太陽光発電システム	5万円	太陽電池容量が1キロワット以上のもので、住宅の屋根等への設置に適しているもの 電力会社と系統連系に伴う電力需給契約を自ら又、同一世帯が締結している場合で、電力需給契約日が令和4年2月1日から令和5年1月31日までの方
ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)	2万円	太陽光発電システムと併設したもので、引渡日が令和4年2月1日から令和5年1月31日までのもの 蓄電容量が1キロワット以上のもので、引渡日が令和
定置用リチウムイオン蓄電池	5万円	4年2月1日から令和5年1月31日までのもの

※上記表の交付対象機器は未使用のものに限る。

### 4 交付申請手続（設置後申請）

#### (1) 申請書類

富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金交付申請書（環境課窓口で配布または市ホームページからダウンロードできます）に添付書類を添えて環境課へ提出してください（**代理人提出可、郵送提出可**）。

※**郵送**による申請書を提出する場合は、**配達状況の確認が可能な書留郵便等**により郵送してください。

郵送による事故については、市では一切の責任を負いません。

#### 《添付書類》

- ① 再生可能エネルギー機器等の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ② 再生可能エネルギー機器等の設置に係る費用の支払を確認することができる書類の写し
- ③ 設置した再生可能エネルギー機器等の性能を確認することができる書類及び再生可能エネルギー機器等の設置状況を確認することができる写真

(パネル及びパワーコンディショナー等)

④ **【太陽光発電システムのみ】**

- ・電力会社との系統連係に伴う電力受給契約の内容が分かる書類の写し
- ・太陽電池容量の合計が10キロワット以上の太陽電池パネルを設置する場合は、自家消費で、かつ、余剰電力の売電であることを確認することができる電気配置図

⑤ **【太陽光発電システム以外の機器】**

- ・再生可能エネルギー機器等の引渡日を確認することができる書類の写し(ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)又は定置用リチウムイオン蓄電池に係るものに限る。)

⑥ **【新築住宅のみ】**

建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し(新築住宅の場合に限る。)

⑦ 設置場所への案内図(縮尺1,500分の1程度)※住宅地図など

⑧ その他市長が必要と認める書類等

※代理人申請の場合 → 委任状

※建物の所有者が申請者以外の場合 → 承諾書

(2) 受付期間

令和4年6月1日(水)から令和5年2月15日(水)まで

※土日、祝日、年末年始は受付できません。

※受付期間を過ぎると、理由の如何を問わず補助金の申請ができなくなりますのでご注意ください。

5 交付決定通知

申請書類を審査したうえで、交付を決定します。

※書類に不足がなく、内容に不備がない時点で受付となりますので、

ご申請の際は、提出書類をご確認ください。

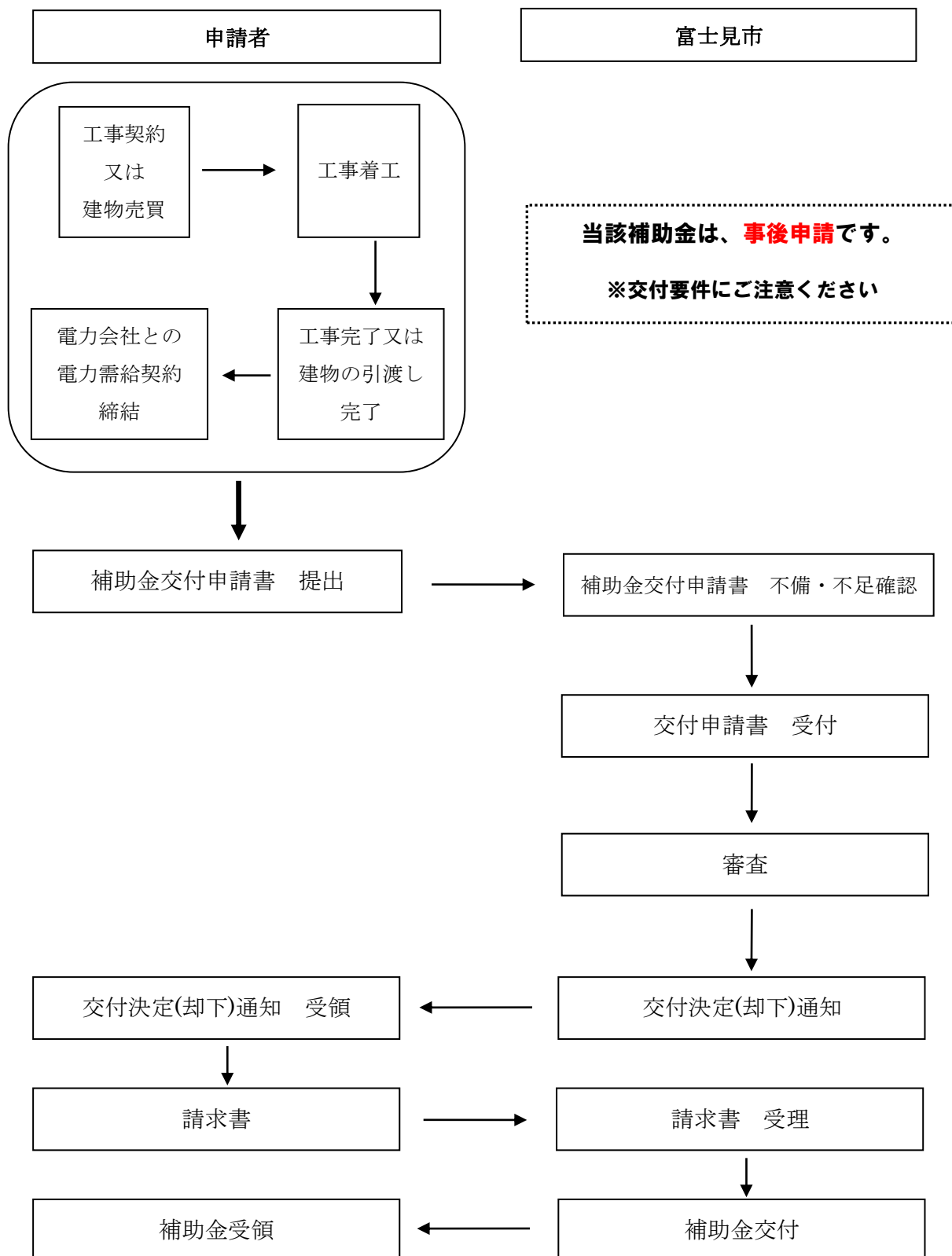
6 定期報告書の提出(太陽光発電システムにおける交付決定者のみ)

交付決定を受けた方には、交付決定を受けた、翌月から1年間、毎月の発電量等を報告していただく定期報告書を提出していただきます。

※交付決定の際に別途ご依頼させていただきます。

## 7 申請の流れ（太陽光発電システム）

富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励金手続きの流れ

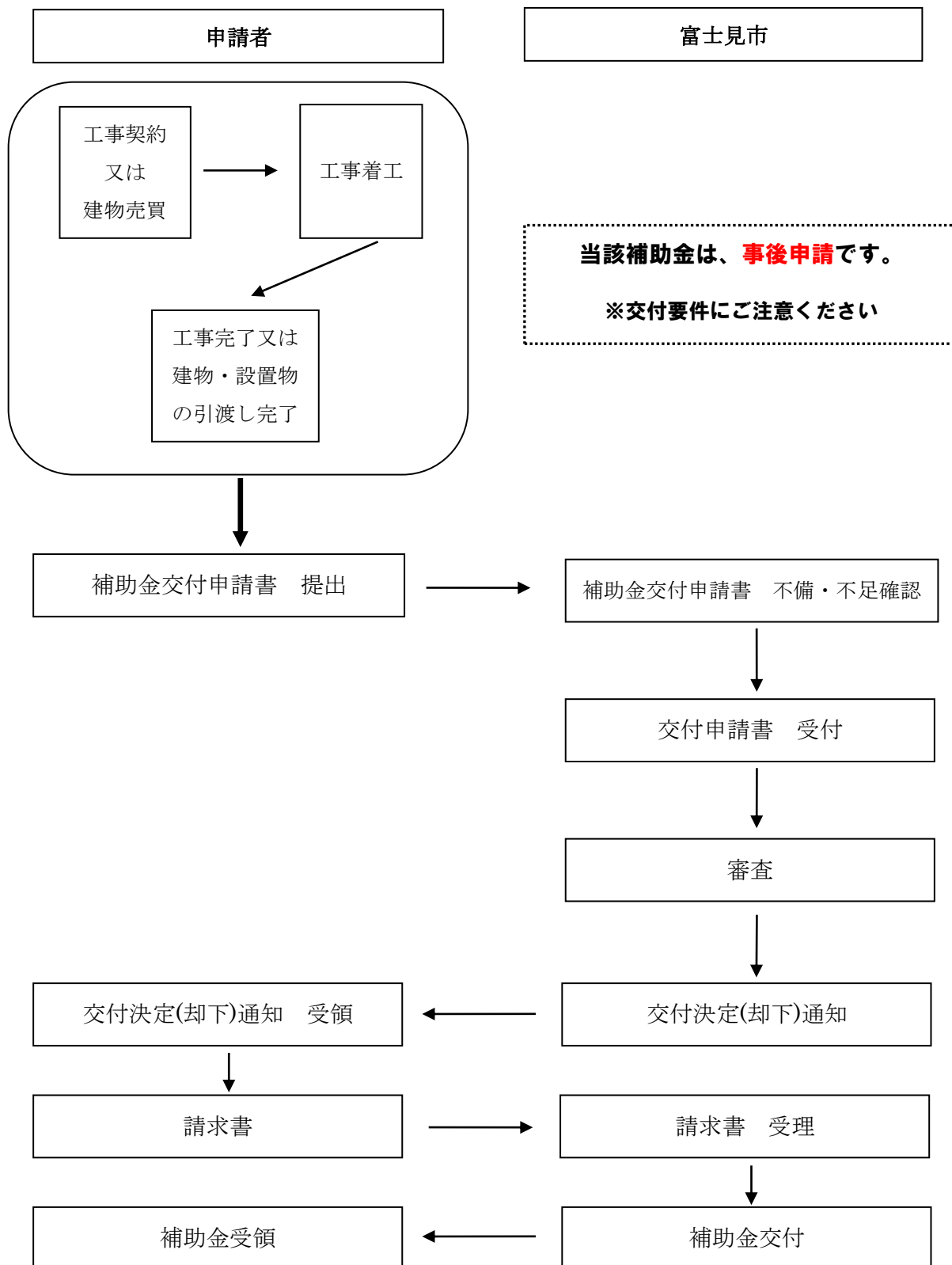


**富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金交付申請書類のポイントチェック表**  
**【(家庭向け)太陽光発電システム】**

	項目	確認欄
申請書	誤って記入した場合には、二重取り消し線を引き、申請者本人の訂正印を押印してください。	
	申請者は個人ですか。 ※事業者の申請は別途ご相談ください。	
	機器の設置場所は、申請者が居住し、住民登録等がされている市内の住宅ですか。	
	店舗併用住宅に設置する場合は、電力会社と個人名で受給契約を結ぶことができますか。	
	『太陽電池の最大出力』には、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を記入してください。小数点以下2位未満を四捨五入してください。	
	『受給契約日』には、電力会社の「特定契約のご案内」に記載されている日付を記入してください。	
添付書類	<b>機器の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し</b>	
	必要額の印紙が添付してあり、日付、宛名、契約者名が明記してありますか。	
	機器費、工事費、それ以外の併設備等の内容が記載されていますか。	
	<b>機器の設置に係る費用の支払いが確認できる書類の写し</b>	
	必要額の印紙が添付してありますか。日付、宛名、販売者名が明記してあり、支払いが終了していることを確認できますか。	
	機器費、工事費、それ以外の併設備経費等の内訳が記載されていますか。	
	<b>設置された機器の性能が確認できる書類(カタログ等)</b>	
	モジュールのメーカー名、型式、枚数が記載されていますか。	
	モジュール1枚あたりの公称最大出力値が記載されていますか。	
	<b>設置状態が確認できる写真</b>	
	カラー写真で、画質は確認に支障がない程度に十分なものですか。	
	設置後のモジュールを含めた建物全景がわかるものになっていますか。	
	モジュール、余剰電力販売用量計、パワーコンディショナー、インバータ接続箱、直流側開閉器、発生電力量計(モニター)等がそれぞれ撮影されていますか。	
	<b>電力会社との電力受給契約内容がわかる書類の写し</b>	
	電力会社の「特定契約のご案内」に記載されている日付が令和4年2月1日から令和5年1月31日の期間内ですか。	
	<b>建築基準法に規定する確認済証の写し</b>	
	新築住宅の場合は、建築基準法に規定する確認済証の写し	
	<b>案内図</b>	
住宅地図のように、設置場所が詳細に確認できますか。		
<b>その他(該当する場合のみ)</b>		
代理人が申請する場合は、申請者本人が記入した委任状		
建物の所有者が申請者以外の場合は、所有者の承諾書		

## 8 申請の流れ（HEMS・定置用リチウムイオン蓄電池）

富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励金手続きの流れ



**富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金交付申請書類のポイントチェック表  
【(家庭向け)HEMS・定置用リチウムイオン蓄電池】**

	項目	確認欄
申請書	誤って記入した場合には、二重取り消し線を引き、申請者本人の訂正印を押印してください。	
	申請者は個人ですか。※事業者の申請は別途ご相談ください。	
	機器の設置場所は、申請者が居住し、住民登録等がされている市内の住宅ですか。	
添付書類	<b>機器の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し</b>	
	必要な額の印紙が添付してあり、日付、宛名、契約者名が明記してありますか。	
	機器費、工事費、それ以外の併設備等の内容が記載されていますか。	
	<b>機器の設置に係る費用の支払いが確認できる書類の写し</b>	
	必要な額の印紙が添付してありますか。日付、宛名、販売者名が明記してあり、支払いが終了していることを確認できますか。	
	機器費、工事費、それ以外の併設備経費等の内訳が記載されていますか。	
	<b>設置された機器の性能が確認できる書類(カタログ等)</b>	
	<b>設置状態が確認できる写真</b>	
	カラー写真で、画質は確認に支障がない程度に十分なものですか。	
	設置後の機器を含めた建物全景がわかるものになっていますか。(太陽熱利用システムまたは定置用リチウムイオン蓄電池の場合に限る)	
	設置後のモニターは撮影されていますか。(HEMSの場合に限る)	
	<b>機器等の引渡日を確認することができる書類の写し</b>	
	機器の保証書等に記載されている日付が令和4年2月1日から令和5年1月31日の期間内ですか。	
	<b>建築基準法に規定する確認済証の写し</b>	
	新築住宅の場合は、建築基準法に規定する確認済証の写し	
<b>案内図</b>		
住宅地図のように、設置場所が詳細に確認できますか。		
<b>その他(該当する場合のみ)</b>		
代理人が申請する場合は、申請者本人が記入した委任状		
建物の所有者が申請者以外の場合は、所有者の承諾書		